令和6年度第1回幕別町次世代育成支援対策地域協議会

日時:令和6年7月18日(木)午後7時

場所:幕別町役場2階2-A、B会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 議事
 - (1) 会長選出
 - (2) 副会長選出
 - (3) 幕別町子どもの権利に関する条例について
 - (4) 第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画について
 - (5) 幕別町こども計画の策定について
 - (6) 幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の集計について
 - (7) 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について
 - (8) 幕別町子ども・若者意識調査の実施について
- 6 その他
- 7 閉会

○資料1-1~2 ○資料2	子どもの権利に関する条例、子ども権利に関する条例(逐条解説) 第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画評価シート
O ATT I	第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画書
○資料3-1~3	幕別町こども計画の策定について(諮問)、こども大綱(パンフレット)
○資料4-1~2	幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査【集計表】
○資料5-1~2	子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出方法について
○資料6-1~2	子ども・子育て支援事業計画に係る「量の見込み」及び確保の内容について
○資料7-1~3	幕別町子ども・若者意識調査の実施について
	子ども・若者意識調査(案)(10~14 歳、15 歳~39 歳用)

○幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿(敬称略)

任期 令和6年7月3日~令和9年7月2日 (3年間)

No.	氏 名	条例 第3条	所属・役職等(委嘱時)
1	にしゃま なおき 西山 直樹	1号	幕別町PTA連合会会長/札内北小PTA会長
2	やまにしゅかり山西 由香里	1号	幕別町 P T A連合会副会長/母親代表理事
3	が 茂子	2号	幕別町ファミリー・サポート・センターまかせて会員
4	久保 睦則	3号	幕別町校長会会長/幕別中学校校長
5	やぎぬま ひろこ 八木沼 広子	3号	十勝竜谷学園幕別幼稚園園長
6	いざわ あきひろ 伊澤 昭宙	4号	幕別町主任児童委員
7	前川みや子	4号	幕別町主任児童委員
8	くにやす みずき 國安 瑞紀	4号	町保健課おやこ保健係長/保健師
9	若原 愛子	4号	幕別町札内北保育所保育士
10	おかだ よしゆき 一番行	5号	町商工会
11	おがさわら みなこ	6号	公募
12	těやま り さ 杉山 理紗	6号	公募
13	やざき けいこ 矢崎 圭子	6号	公募
14	ましだ りゅういち 吉田 隆一	6号	公募
15	みついし りょう 三石 諒	6号	公募

○事務局

No.	氏 名	所属・役職	備考
1	かめだ たかひと 亀田 貴仁	保健福祉部長	
2	かわせ まゆみ 山瀬 真由美	保健福祉部こども課長	
3	trus 正喜	忠類総合支所保健福祉課長	
4	ささき ひろし 佐々木 洋	保健福祉部こども課こども支援係長	
5	サザき りょうじ 鈴木 亮二	保健福祉部こども課保育係長	
6	すがわら たかゆき 菅原 隆行	忠類総合支所保健福祉課福祉係長	
7	ささき ひろと 佐々木 寛人	保健福祉部こども課こども支援係主任	
8	やまもと かずま 山元 和馬	保健福祉部こども課保育係主査	
9	阿部 真夕	保健福祉部こども課保育係主事	

〇幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年3月25日条例第10号)

(設置)

第1条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、幕別町次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行 動計画の策定に関すること。
 - (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
 - (3) 子どもの権利に関すること。
 - (4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務の 処理に関すること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。 (組織)
- 第3条 地域協議会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 子育て支援関係団体に属する者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 保健福祉関係者
 - (5) 商工団体に属する者
 - (6) 公募による者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 地域協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 地域協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 地域協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月13日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例第3条第1項の 規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年 7月2日までとする。

附 則(平成27年12月18日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月21日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月9日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。